

令和5（2023）年6月30日開催

令和5年度
柏崎市農業委員会第37回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第37回総会 議事録

- 1 日 時 令和5年6月30日（金）
- 2 場 所 柏崎市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）
議第5号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後3時30分

山崎事務局長

これより第37回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会、会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人であります。現在の出席委員数は19人で、過半数であることを御報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席は25人です。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、1 番 高橋 忠委員、19 番 小川 勝史委員の 2 人を指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条申請について、御説明いたします。

申請番号 1 南条地内、15 筆、畑、3,239 m²。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

申請番号 2 西山町二田地内、3 筆、田及び畑、1,405 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 3 松波一丁目地内、畑、120 m²。自作地の売買。新規就農。〇〇〇円です。

申請番号 4 西山町新保地内、2 筆、畑、331 m²。自作地の贈与。経営の見直し。無償です。

申請番号 5 西山町二田地内、5 筆、田、3,204 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 6 米山町地内、4 筆、畑、1,506 m²。自作地の売買。経営の見直し。〇〇〇円です。

申請番号 7 高柳町門出地内、3 筆、田、554 m²。自作地の贈与。新規就農。無償です。

申請番号 8 平井地内、2 筆、田、961 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 から 8 について、それぞれ地区担当の委員、事務局の大橋係長、吉田主事が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 6 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 西山町別山地内、田、43 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

申請地につきましては、申請人の居宅の敷地に接しており、居宅の敷地と周辺の土地との間で高低差があることから、居宅の敷地を保護するための法面として利用される計画となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 春日一丁目地内、畑、29 m²。通路。第 3 種でございます。

申請地につきましては、以前より、渡人がコンクリート舗装をし、受人の自宅の出入のための通路として受人に貸与していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 大広田地内、田、39 m²。車庫及び雪捨て場。第 2 種でございます。

本件につきまして、渡人が平成 20 年頃から申請地を簡易車庫の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、申請地の南側の市道を挟んで向かい側に自宅があり、自宅敷地内では駐車スペースが手狭なため、冬季の雪捨て場と併せて、申請地を必要としているものです。

申請番号 3 松波一丁目地内、畑、231 m²。農作業所兼物置及び農機具置場。第 3 種でございます。

本件につきまして、渡人の先代が昭和 31 年頃から申請地を農作業所兼物置の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。受人につきましては、宮崎県から本市に移住して新規に農業を開始する予定であり、農作業所兼物置及び農機具置場として、申請地を必要としているものです。議第 1 号 第 3 条許可申請 申請番号 3 に関連するものです。

申請番号 4 松波二丁目地内、畑、196 m²。駐車場、第 3 種でございます。

受人につきましては、不動産業を営んでおり、申請地に隣接する共同住宅を所有していますが、入居者の駐車場が不足していることから、申請地を共同住宅の駐車場として利用する計画となっています。

申請番号 5 両田尻地内、畑、208 m²。建売住宅 1 棟。第 3 種でございます。

申請番号 6 半田一丁目地内、3 筆、田、2,816 m²。建売住宅 11 棟。第 3 種でございます。

続きまして、議案書 5 ページを御覧ください。

申請番号 7 安田地内、4 筆、畑、330.82 m²。貸学習塾施設及び貸駐車場。第 3 種でございます。

本件につきまして、受人は申請地の隣接地に居住しており、受人の孫が受人の自宅敷地内で、小学生から高校生を対象とした学習塾を経営しています。近年、生徒数が増加し、学習塾内のスペース及び送迎用の駐車スペースが手狭になっていることから、受人が申請地を購入して学習塾を新たに建築し、土地と建物を孫に貸与する計画となっています。

申請番号 8 安田地内、畑、310 m²。駐車場、第 3 種でございます。

受人につきましては、電気工事業を営んでおり、現在、事務所の敷地内に従業員等の駐車場がありますが、十分な広さがなく不便であることから、事務所から距離が近い申請地を駐車場として利用する計画となっています。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 4 ページのとおり、特

に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）」事務局に説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 6 ページを御覧ください。議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区）、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）、（県営経営体育成基盤整備事業 西山町長嶺地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積、田（3 筆） 2,994.00 m²、その他（3 筆） 69.00 m²。9、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 5（2023）年 7 月 18 日。

農用地利用集積計画の明細は、別紙明細書のとおりです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号について事務局の提案のとおり決定といたします。

議長

次に、「議第 5 号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について」、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長

議第 5 号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について、御説明申し上げます。議案書 8 ページを御覧ください。

第 25 期柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員について、地区を定めて選任いたしたいとするものであります。

農地利用最適化推進委員の推薦及び募集を、去る 4 月 25 日から、期間を延長した 6 月 12 日まで行いましたところ、定数 27 人に対しまして、議案書に掲載の 27 人の皆様方から推薦と応募がありました。

農業委員会等に関する法律には、その第 17 条で、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と規定しており、これに基づきまして、それぞれに委嘱するため選任いたしたいとするものであります。

御決定をいただけたら、来る 8 月 1 日付けで委嘱をする運びとしております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定すること

に御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第5号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

事務局からその他事項をお願いします。

山崎事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後4時05分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____